みたけファンクラブ協力店事業実施規約

第１条（目的及び定義）

本規約は、みたけファンクラブ事務局（以下「事務局」といいます。）が実施する「みたけファンクラブ協力店事業」（以下「本事業」といいます。）における、協力店（以下「店舗」といいます。）の権利義務、運用ルールを定めるものです。

２　本規約において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによります。

(1)「会員」とは、みたけファンクラブの会員登録規約等に基づき会員登録をした者をいいます。

(2)「クーポン」とは、事務局がデジタル形式で発行し、会員が店舗において対価の支払いに充当できるものをいいます。クーポンは会員に対して無償で発行するものとし、会員から対価を得て発行するものではありません。

(3)「会員特典」とは、店舗が任意により会員に対して提供する独自のサービスをいいます。

(4)「来店ポイント」とは、会員の来店時等に、QR コードを読み取ること等で付与されるデジタルポイントをいいます。

(5)「年度」とは、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間をいいます。

第２条（協力店の登録）

本事業への参加を希望する店舗は、本規約に同意の上、事務局所定の申込方法により申し込むものとし、事務局がこれを承認した時点で、本事業の店舗として登録されるものとします。なお、会員特典の提供に当たっては、景品表示法上の一般懸賞に該当しない場合（いわゆる「総付景品」）における景品類の提供制限（取引価額の 20%以内。ただし取引価額が 1,000 円未満の場合は 200 円以内）を遵守するものとし、判断に迷う場合は事務局に相談するものとします。

２　事務局は、申込みをした店舗が暴力団等の反社会的勢力に該当し、若しくは該当するおそれがあると認める場合その他本事業の趣旨に照らして不適当と認める場合には、登録を承認しないことができます。この場合、事務局は当該理由を開示する義務を負いません。

第３条（協力形態と対価の支払）

(1) 会員特典（自主提供型）：店舗が任意に設定したサービスを会員に提供する形態をいい、提供に係る費用及びそれに付随する一切の責任は店舗が負うものとします。

(2) クーポン決済（事務局補填型）：会員が提示するクーポンを代金の一部又は全部に充当する形態をいい、事務局は、第 7 条の規定に基づき、店舗に対して利用されたクーポン相当額を支払います。

(3) 来店ポイント：事務局が指定する QR コード等を店頭に設置し、会員が読み取ることでポイントを付与するものをいい、店舗にポイント原資等の費用負担は発生しません。

第４条（利用ルール及び除外品目）

クーポンは、100 円、500 円又は 1,000 円等事務局が指定又は発行する単位で利用できるものとします。

2　クーポンは、決済金額（税込）以下の額面のもののみ利用できるものとします。決済金額がクーポンの額面に満たない場合、店舗は当該クーポンの利用をお断りすることができ、この場合、店舗は会員に対し追加の商品購入を促す等、決済金額がクーポンの額面以上となるよう案内することができます。

3　前項の規定によりクーポンを利用する場合であっても、店舗は釣銭を出してはならず、会員は釣銭の請求をすることができません。また、いかなる場合もクーポンを現金化することはできません。

４　次の各号に掲げる商品又はサービスについては、クーポンを利用することができません。

(1) 酒類（飲食店において飲食の提供に伴い提供されるものを除きます。）及びたばこ（たばこ事業法第 2 条第 3 号に規定する製造たばこをいいます。）

(2) 商品券、ビール券、図書カード、切手、印紙、はがき、プリペイドカード、電子マネーへのチャージ、宝くじその他換金性の高いもの

(3) 土地若しくは家屋の購入代金、家賃、地代又は駐車料等の支払い

(4) 税金、公共料金（電気、ガス、水道等）、国民健康保険料等の国又は地方公共団体への支払い

(5) 株式、債券、保険料等の金融商品の購入

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に規定する営業に係るもの

(7) 政治団体又は宗教団体に関連するもの、その他公序良俗に反するもの

(8) その他、事務局が本事業の趣旨に鑑み不適切と判断するもの

第５条（ポイント及びクーポンの有効期限）

会員が獲得したポイント及びクーポンの有効期限は、事務局が別に定める期間とします。

２　事務局は、前項の有効期限を定めるとき及びこれを変更したときは、町公式ウェブサイトその他事務局が適当と認める方法により、あらかじめ町民等及び店舗に周知するものとします。

３　店舗は、有効期限を経過したクーポンの利用を受け付けてはなりません。

第６条（店頭オペレーション及び不正利用の防止）

店舗スタッフは、不正利用（スクリーンショット等の提示、使用済みクーポンの再提示等をいいます。）を防止するため、クーポンの利用に際し、必ず会員の端末上で次の各号に掲げる動作及び状態を確認しなければなりません。

（1）会員が店舗専用の QR コードを読み取り、又は所定の「クーポンを利用する」ボタンを押下する動作

（2）使用済み画面において、事務局が指定する画面表示又は使用時刻が表示されていること

２　店舗は、前項の確認ができない場合又は不正の疑いがある場合には、クーポンの利用を拒否し、会員に対して現金等の他の決済手段による支払いを求めなければなりません。

３　店舗（代表者、従業員等を含みます。）が、自店舗において本クーポンを利用して自ら又は第三者のために不正に利益を得る行為は、固く禁止します。

４　事務局は、クーポンが利用された場合、店舗が登録したメールアドレス宛てに、当該クーポンの利用に関する通知を送信します。ただし、通信状況、システム障害、登録されたメールアドレスの誤りその他の事情により、通知が遅延し、又は到達しない場合があります。

５　前項の通知は、店舗におけるクーポン利用状況の確認を補助するためのものであり、精算については第７条の規定によります。

第７条（精算及び支払い業務）

毎月末日を精算の締め日とし、事務局は翌月末日までに、店舗が指定する金融機関口座へ精算金を振り込みます。振込日が金融機関の定休日にあたる場合は、その前営業日とします。

２　1 か月分の精算額が 2,000 円未満の場合には、当該精算額は翌月以降に繰り越すものとします。ただし、本事業の終了時又は年度終了時並びに協力店登録の抹消時には、金額にかかわらず全額を精算します。

３　前２項の振込に要する手数料は、事務局の負担とします。

４　事務局は、管理システム上のログデータを正として精算を行います。ただし、店舗は、精算金の額と次項に規定する記録との間に差異を確認した場合は、事務局にその旨を申し出るものとします。事務局は、当該申出の内容を確認し、必要な対応を行います。

５　店舗は、クーポン利用に係る利用控え又はレジ記録を保管するものとします。

第８条（会員特典の変更・中止）

店舗は、提供する会員特典の内容を自由に変更し、又は中止することができます。

２　前項の場合、店舗は、変更又は中止しようとする日の 14 日前までに事務局へ通知するとともに、店頭等において会員に適切に周知しなければなりません。周知が遅れたことにより会員との間で紛争が生じた場合は、店舗の責任において解決するものとします。

第９条（禁止事項と登録取消）

店舗が次の各号のいずれかに該当する場合には、事務局は催告を要せず直ちに協力店登録を取り消し、精算金の支払いを拒否し、又は既に支払った精算金の返還を請求することができます。

（1）自ら又は第三者と通じて、虚偽のクーポン利用実績を作成した場合

（2）第２条第２項に規定する要件を満たさないこととなった場合

（3）第 4 条第 4 項各号に掲げる除外品目に対してクーポンを利用させた場合

（4）本規約、関係法令又は事務局が別途定めるマニュアル等に違反した場合

２　事務局は、前項の規定により協力店登録を取り消す場合には、店舗に対し、その理由を付して通知するものとします。

第 10 条（免責事項と損害賠償）

システム障害、通信障害、停電、端末の故障又はシステムの保守管理等により、クーポンによる決済が一時的にできない場合には、会員に対しクーポンを利用できない旨及び他の決済手段を利用する必要がある旨を明示し、その旨を店頭に掲示するよう努めるものとします。

２　前項に規定する事由により、クーポンによる決済ができなかったことにより生じた店舗側の損害については、事務局は責任を負わないものとします。ただし、事務局の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではありません。

３　店舗と会員との間で生じた商品又はサービスの瑕疵、事故その他のトラブルについて、事務局は一切の責任を負わず、店舗の責任と負担において解決するものとします。

４　店舗の責めに帰すべき事由により事務局が損害を被った場合には、店舗はその損害（合理的な範囲の弁護士費用を含みます。）を賠償しなければなりません。

第 11 条（知的財産権の保護）

事務局が店舗に提供するロゴマーク、キャラクターデザイン及びマニュアル等の著作権その他の知的財産権は、御嵩町に帰属します。

２　店舗は、本事業の広報目的に限り、事務局が指定する範囲内でこれらの知的財産を使用することができるものとし、改変、再許諾又は目的外の使用をしてはなりません。

第 12 条（反社会的勢力の排除）

店舗は、自ら及びその役員が暴力団等の反社会的勢力に該当せず、反社会勢力と密接な関係を有していないことを表明し、将来にわたってもこれらに該当しないことを保証します。

第 13 条（予算上の制約及び事業の変更・中止）

事務局による精算金の支払いその他本事業の実施に係る財政上の措置は、御嵩町の予算の範囲内において行うものとします。

２　事務局は、予算上の制約その他やむを得ない事由があるときは、本事業の内容を変更し、又は中止することができます。この場合、事務局は、可能な限り事前に店舗へ通知するものとします。

３　前項による本事業の変更又は中止により店舗に損害が生じた場合であっても、事務局はその責任を負いません。

第 14 条（地位等の譲渡禁止）

店舗は、事務局の事前の書面による承諾を得ない限り、本事業における地位又は本規約に基づく権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはなりません。

第 15 条（規約の変更）

事務局は、本規約を変更する必要があると認めるときは、変更後の内容及び効力発生日をあらかじめ店舗に通知した上で、本規約を変更することができます。

２　店舗が、前項の効力発生日以後も本事業への参加を継続する場合には、変更後の規約に同意したものとみなします。変更後の規約の内容に同意できない店舗は、次条の規定により解約することができます。

第 16 条（登録の終了）

店舗が協力店登録の辞退又は抹消を希望する場合には、解約希望日の 14 日前までに事務局に届け出るものとします。

２　事務局は、本事業の終了その他事務局の都合により、店舗に 30 日前までに通知した上で、協力店登録を終了することができます。

第 17 条（存続条項）

登録が終了した場合であっても、第 7 条（精算及び支払い業務）、第 9 条（禁止事項と登録取消）、第 10 条（免責事項と損害賠償）、第 11 条（知的財産権の保護）、第 18 条（協議）の規定は、なお効力を有します。

第 18 条（協議）

本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた事項については、事務局及び店舗が誠意をもって協議の上、解決するものとします。

附　則

この規約は、令和８年７月１日から施行する。

附　則

この規約は、令和８年９月 15 日から施行する。

附　則

この規約は、令和８年 10 月２日から施行する。